

登録届兼変更届(確定給付企業年金)の記載方法

- 1 複数の実施事業所の事業主が共同で確定給付企業年金を実施している場合は、代表となる事業主が登録を行ってください。
- 2 以下の書類を添付してください。(設立認可時の書類等でご確認ください。)
 - ① 「基金番号または規約番号の確認が出来る書類(写)」
 - ② 「設立認可年月日または規約承認年月日の確認が出来る書類(写)」

様式第 18 号

企業年金連合会

年金サービスセンター長 殿

登録届兼変更届(確定給付企業年金)

規約番号・基金番号	0	2	6	7	8	9
(会員番号)	3	9	X	X		
事業主又は基金の名称	○△◇株式会社					

厚生労働省地方厚生局から払い出された規約・基金番号(6桁数字部分)を記入

- ・規約型: ○規 XXXXXXX
- ・基金型: ○基 XXXXXXX

連合会会員の場合は会員番号を記入(会員でない場合は記入不要)

項目	内容	変更箇所
確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称(規約型にあっては代表となる事業主の名称)	(フリガナ) マルサンカクシカフカブシキガイシャ ○△◇株式会社	
担当部署名	総務部人事課	
所在地	〒105-00XX 東京都港区芝公園X-X-X	○
電話番号	03-540X-XXXX	
総幹事受託機関(資金決済業務を委託している受託機関)の名称	XXXXXXXXXX	
連合会から積立金等の移換ができるか否か	(○) 移換できる () 移換できない	
連合会から積立金等の移換ができる場合	(○) 全ての積立金等を移換する () 厚生年金基金由来の年金給付等積立金のみ移換する () 確定給付企業年金由来の積立金のみ移換する	
連合会から積立金等の移換を受ける場合の手続き	(○) 事業主又は基金が中途脱退者の申出を取りまとめて連合会に申出をする () 中途脱退者が直接連合会に申出をする	

規約型の場合⇒会社等名称
(事業主個人名は不要)
基金型の場合⇒基金名称

登録内容に変更があった場合は、変更箇所欄に「○」を付け、変更内容のみを記入し、提出してください。

信託銀行、生命保険会社等

連合会にある積立金等を受け入れが可能かどうか、貴規約を確認の上ご記入ください。

連合会から積立金等の「移換ができない」とした場合は記入不要です。

*上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

西暦 年 月 日

確定給付企業年金実施事業所の事業主又は企業年金基金の名称

○△◇株式会社

代表者又は理事長名

確給 一郎

会社の社判等の押印不要

担当者名	凸川 〇子
------	-------